

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2024年3月1日現在	
～2024年3月31日	2024年4月1日～
▲Universal Oneサービス契約約款（第1編） （平成23年B N Sネサ第100017号） 実施 平成23年 5月10日 附 則（平成30年 3月 9日 N Sク第00312412号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成30年 3月13日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。 4 <u>この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているクラウドコネクタ接続機能のM i c r o s o f t 接続タイプのものに関する料金その他の提供条件（論理接続の区分に係るものであって、Private Peeringに係るものを除くものに限ります。）については、なお従前のとおりとします。</u> <u>ただし、その代表契約者から、改正後の規定によりクラウドコネクタ接続機能のM i c r o s o f t 接続タイプを利用する旨の意思表示があった場合は、改正後の規定を適用します。</u> 附 則（令和3年 3月19日 D P Sサ第00761494号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和3年 4月 1日から実施します。 （経過措置） 2 <u>この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している付加機能（クラウドコネクタ接続機能（M i c r o s o f t 接続タイプのAzure Peering Service利用に係るものに限ります。）に限ります。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。</u> 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。	▲Universal Oneサービス契約約款（第1編） （平成23年B N Sネサ第100017号） 実施 平成23年 5月10日 附 則（平成30年 3月 9日 N Sク第00312412号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成30年 3月13日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。 4 <u>削除</u> 附 則（令和3年 3月19日 D P Sサ第00761494号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和3年 4月 1日から実施します。 （経過措置） 2 <u>削除</u> 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2024年3月1日現在	
～2024年3月31日	2024年4月1日～
附 則（令和4年9月26日 C N S 1 サ第00966360号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和4年10月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している付加機能（クラウドコネクト接続機能であって、以下に掲げるものに限りします。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。 (1) その他接続タイプ (2) Amazon接続タイプ (3) Microsoft接続タイプ (4) SDPF Cloud/Server接続タイプ (5) c y b o z u . c o m接続タイプ (6) Google接続タイプ (7) I B M接続タイプ (8) Oracle接続タイプ 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。	附 則（令和4年9月26日 C N S 1 サ第00966360号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和4年10月1日から実施します。 （経過措置） 2 削除 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。 附 則（令和6年2月22日 C N S 1 サ第000400004932-01号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。 （経過措置） 2 N S ク第00312412号（平成30年3月9日）の附則の4、D P S サ第00761494号（令和3年3月19日）の附則の2及びC N S 1 サ第00966360号（令和4年9月26日）の附則の2を令和6年4月1日をもって削除します。 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。